

改正

平成24年3月23日条例第7号

平成26年3月7日条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条及び同法第244条の2並びに駐車場法（昭和32年法律第106号）の規定に基づき、市民駐車場の設置、管理及び使用料に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第2条 市街地及び駅周辺における自動車及び自転車（以下「自動車等」という。）の駐車のための施設を確保し、もって、通勤し、又は通学する者その他の市民の利便に供するため、市に市民駐車場を設置する。

2 市民駐車場の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(管理)

第3条 市民駐車場の管理は、市長が行う。

2 市民駐車場は、常に良好な状態において管理し、その設置の目的に応じて最も効率的に公衆の利用に供さなければならない。

(駐車することができる自動車等)

第4条 市民駐車場に駐車することができる自動車等は、駐車場にあっては道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する自動車のうち規則で定めるものとし、駐輪場にあっては同法に規定する大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車及び自転車とする。

(駐車期間等)

第5条 市民駐車場に自動車等を駐車することができる期間は、有料駐車場にあっては第8条第1項の規定による使用の許可を受けた月から当該年度の3月31日までとし、無料駐車場及び駐輪場にあっては1回の使用につき駐車した日から起算して7日以内とする。

2 市民駐車場は、終日、自動車等を入場し、又は出場させることができる。

(供用の休止)

第6条 市長は、市民駐車場の補修その他市民駐車場の管理上必要があると認めるときは、市民駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

(駐車制限)

第7条 市民駐車場を使用する者は、駐車しようとする自動車等又は現に駐車している自動車等が次の各号のいずれかに該当するときは、市民駐車場を使用してはならない。

- (1) 引火性又は発火性の物品その他の危険物を積載しているとき。
- (2) 市民駐車場の構造又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 他の自動車等の駐車を妨げ、又は駐車中の他の自動車等を損傷するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市民駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 市長は、駐車しようとする自動車等又は現に駐車している自動車等が前項各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該自動車等の駐車を拒み、又は退去を命ずることができる。

一部改正〔平成24年条例7号〕

(有料駐車場を使用できる者)

第7条の2 市民駐車場のうち有料駐車場を使用できる者は、次の各号に掲げる有料駐車場の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- (1) 烏山中央公園前月極有料駐車場 有料駐車場に近接する事務所、事業所等に通勤する者
- (2) 烏山駅前月極有料駐車場 次のいずれかに該当する者とする。

- ア JR烏山線を利用して通勤し、又は通学する者
- イ 有料駐車場に近接する事務所、事業所等に通勤する者

追加〔平成24年条例7号〕

(有料駐車場の使用の許可)

第8条 市民駐車場のうち有料駐車場を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。当該許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をするときは、有料駐車場の管理上必要な条件を付することができる。

一部改正〔平成24年条例7号〕

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 前条第1項の規定による使用の許可を受けた者（以下「有料駐車場使用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第10条 市長は、有料駐車場使用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は有料駐車場の管理上特に必要があるときは、使用の許可の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたとき。
- (3) 使用の許可の条件又は職員の指示に従わないとき。
- (4) 使用料を納入しないとき。

2 前項の措置によって有料駐車場使用者に損害が生じることがあっても、市はその賠償の責めを負わない。

(使用料)

第11条 有料駐車場使用者は、別表第2に定める使用料を納入しなければならない。

2 市長は、規則で定める事由に該当するときその他必要があるときは、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、規則で定める事由に該当するとき、その全部又は一部を還付することができる。

(自動車等の引取りの請求)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する自動車等があると認められるときは、当該自動車等の使用者に対して、書面又は市民駐車場における掲示（以下「書面等」という。）により相当な期限を定めて当該自動車等を引き取ることを請求することができる。

- (1) 有料駐車場を除く市民駐車場において、あらかじめ市長への届出を行うことなく、入場した日から起算して7日を超えて駐車している自動車等
- (2) 有料駐車場において、第8条第1項の規定による使用の許可を受けずに駐車している自動車
- (3) 有料駐車場において、第8条第1項の規定による使用の許可に係る期間が終了し、又は第10

条第1項の規定による使用の許可の取消しを受けた日から起算して7日を超えて駐車している自動車

2 市長は、前項の場合において、使用者が自動車等を引き取ることを拒み、若しくは使用者において引き取ることができないとき、又は市長の過失なくして使用者を確認することができないときは、当該自動車等の所有者に対して、書面等により相当な期限を定めて当該自動車等を引き取ることを請求し、これを引き渡すことができる。

3 使用者は、前項の場合において、市長が所有者に当該自動車等を引き渡したときは、当該自動車等の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、市長に対して当該自動車等の引渡しの要求その他の異議の申立てをすることができないものとする。

(自動車等の調査)

第13条 市長は、前条第1項及び第2項の規定により自動車等の引取りを請求しようとするときは、当該自動車等の使用者及び所有者を確認するために必要な限度において、当該自動車等(車内を含む。)を調査することができる。

(自動車等の移動及び保管)

第14条 市長は、第12条第1項及び第2項の規定により自動車等の引取りを請求したにもかかわらず、当該自動車等の使用者及び所有者が当該自動車等を引き取ることを拒み、若しくは使用者及び所有者において引き取ることができない場合又は市長の過失なくして使用者及び所有者を確認することができない場合であつて、市民駐車場の管理に支障があるときは、その旨を使用者及び所有者に書面等により通知し、当該自動車等を他の場所に移動し、当該自動車等を保管することができる。

2 市長は、前項の規定により自動車等を保管したときは、当該自動車等の使用者及び所有者に対して、書面等により相当な期限を定めて当該自動車等の引取りを催告しなければならない。

(自動車等の処分)

第15条 市長は、前条第2項の規定により自動車等の引取りを催告した日から起算して3箇月を経過してもなお当該自動車等の引取りがなされない場合において、当該自動車等の評価額に比し、その保管に不相当な費用又は手数を要するときは、当該自動車等を売却し、その売却した代金から次条に規定する費用を控除することができる。ただし、余剰金が生じたときはこれを保管し、当該自動車等の使用者及び所有者に返還するものとする。

2 市長は、前項の場合において、当該自動車等の買受人がないとき、又は売却ができないと認められるときは、当該自動車等について廃棄その他の処分をすることができる。

3 前条第2項の規定により自動車等の引取りを催告した日から起算して6箇月を経過してもなお当該自動車等(第1項ただし書の規定により保管している余剰金を含む。以下この項において同じ。)の引取りがなされないときは、当該自動車等の所有権は、市に帰属するものとする。

(費用の徴収)

第16条 市長は、前2条の規定による自動車等の移動、保管、売却、処分等に要した費用(前条第1項本文の規定により当該自動車等を売却した代金から控除したものを除く。)については、当該自動車等の使用者及び所有者から徴収することができる。

(損害賠償の義務)

第17条 市民駐車場の使用者は、故意又は過失により市民駐車場の構造又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

一部改正〔平成24年条例7号〕

(事故責任)

第18条 市民駐車場における盗難、自動車等の損傷その他不可抗力によって損害が生じることがあっても、市はその賠償の責めを負わない。ただし、市の責めに帰すべき理由によるときは、この限りでない。

(遵守事項及び指示)

第19条 市長は、この条例に定めるもののほか必要な市民駐車場の使用者の遵守事項を定めるものとし、また、市民駐車場の管理上必要があるときは、市民駐車場の使用者に対し、その都度必要な指示をすることができる。

一部改正〔平成24年条例7号〕

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第8条第1項の規定による有料駐車場の使用の許可その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前になされた有料駐車場の使用に係る処分、手続その他の行為については、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成24年3月23日条例第7号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月7日条例第5号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
烏山中央公園前月極有料駐車場	那須烏山市中央2丁目13番12号
烏山駅前月極有料駐車場	那須烏山市南2丁目920番地8
烏山駅前無料駐車場	那須烏山市南2丁目984番地11
烏山駅前駐輪場	那須烏山市南2丁目920番地8
滝駅前無料駐車場	那須烏山市滝181番地1
滝駅前駐輪場	那須烏山市滝163番地
市役所南那須庁舎前公園前無料駐車場	那須烏山市大金253番地1
大金駅前無料駐車場	那須烏山市大金262番地6
大金駅前駐輪場	那須烏山市大金262番地6 那須烏山市大金783番地6
小埜駅前無料駐車場	那須烏山市小埜116番2

小埸駅前駐輪場	那須烏山市小埸116番2
鴻野山駅前駐輪場	那須烏山市鴻野山188番地4

別表第2（第11条関係）

名称	区分	単位	使用料
烏山中央公園前月極有料駐車場	市内通勤者	1箇月につき	3,000円にその額に対する消費税相当額を加えた額
烏山駅前月極有料駐車場	J R 烏山線利用者	1箇月につき	1,000円にその額に対する消費税相当額を加えた額
	市内通勤者	1箇月につき	3,000円にその額に対する消費税相当額を加えた額

備考

- この表における「市内通勤者」とは有料駐車場に近接する事務所、事業所等に通勤する者をいい、「J R 烏山線利用者」とはJ R 烏山線を利用して通勤し、又は通学する者をいう。
- この表における「消費税相当額」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により算出した消費税の額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により算出した地方消費税の額とを合算した額をいう。

全部改正〔平成24年条例7号〕、一部改正〔平成26年条例5号〕